

徳島県規則第十三号

個人情報保護に関する法律施行細則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

個人情報の保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年徳島県条例第五十五号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(個人情報ファイル簿)

第二条 法第七十五条第一項の個人情報ファイル簿は、様式第一号によるものとする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第三条 条例第三条第一項の登録簿は、様式第二号によるものとする。

(保有個人情報開示請求書)

第四条 法第七十七条第一項の開示請求書は、様式第三号によるものとする。

(保有個人情報開示決定通知書等)

第五条 法第八十二条第一項に規定する書面は、保有個人情報の全部を開示するときは保有個人情報開示決定通知書（様式第四号）に、保有個人情報の一部を開示するときは保有個人情報部分開示決定通知書（様式第五号）によるものとする。

2 法第八十二条第二項に規定する書面は、保有個人情報非開示決定通知書（様式第六号）によるものとする。

(保有個人情報開示決定等期限延長通知書等)

第六条 法第八十三条第二項に規定する書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第七号）によるものとする。

2 法第八十四条に規定する書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第八号）によるものとする。

(保有個人情報開示請求事案移送書等)

第七条 法第八十五条第一項の規定により事案を移送するときは、保有個人情報開示請求事案移送書（様式第九号）によるものとする。

2 法第八十五条第一項に規定する書面は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（様式第十号）によるものとする。

(保有個人情報の開示に関する意見照会書等)

第八条 法第八十六条第一項及び第二項の規定による通知は、保有個人情報の開示に関する意見照会書（様式第十一号）により行うものとする。

2 法第八十六条第一項及び第二項の意見書は、様式第十二号によるものとする。

3 法第八十六条第三項に規定する書面は、反対意見書に係る保有個人情報開示決定通知書（様式第十三号）によるものとする。

(保有個人情報の閲覧等)

第九条 保有個人情報の閲覧又は視聴をする者は、当該保有個人情報が記録された公文書を丁寧に扱うこととし、これを改ざんし、又は汚損してはならない。

2 知事は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、保有個人情報の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 保有個人情報が記録された公文書の写し(電磁的記録を複写し、又は用紙に出力したものを含む。)の交付は、請求一件につき一部とする。

(電磁的記録の開示方法)

第十条 法第八十七条第一項の規定により知事が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 ビデオテープ、録音テープその他映像又は音声を記録した電磁的記録 視聴又は複写したものの交付

二 前号に掲げる電磁的記録以外のもの 用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げる電磁的記録を専用機器を用いて視聴させ、又は複写することが容易であるときは、当該電磁的記録の開示の方法は、視聴又は複写したものの交付とすることができる。

(開示の実施の方法等の申出)

第十一条 法第八十七条第三項の規定による申出は、保有個人情報開示実施方法等申出書(様式第十四号)により行うものとする。

(口頭による開示手続)

第十二条 知事は、条例第五条第一項の規定により口頭による開示を求めることができる保有個人情報を定めたときは、当該保有個人情報の項目並びに口頭により開示を求めることができる期間及び場所を告示するものとする。

2 条例第五条第一項の規定により口頭による開示を求めようとする者は、政令第二十二條第一項第一号に定める書類の提示又は提出その他知事が適当と認める方法により、自己が当該求めに係る保有個人情報の本人であることを示さなければならぬ。

3 条例第五条第三項の知事が定める方法は、閲覧又は口頭による開示とする。
(写しの送付に要する費用の納付方法)

第十三条 政令第二十八条第四項の規則で定める方法は、納入通知書、現金又は小切手等(小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であつて別に定めるものをいう。)(以下「納入通知書等」という。)により納付する方法とする。

(保有個人情報訂正請求書)

第十四条 法第九十一条第一項の訂正請求書は、様式第十五号によるものとする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第十五条 法第九十三条第一項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定通知書(様式第十六号)によるものとする。

2 法第九十三条第二項に規定する書面は、保有個人情報非訂正決定通知書(様式第十七号)によるものとする。

(保有個人情報訂正決定等期限延長通知書等)

第十六条 法第九十四条第二項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（様式第十八号）によるものとする。

2 法第九十五条に規定する書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第十九号）によるものとする。

（保有個人情報訂正請求事案移送書等）

第十七条 法第九十六条第一項の規定により事案を移送するときは、保有個人情報訂正請求事案移送書（様式第二十号）によるものとする。

2 法第九十六条第一項に規定する書面は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（様式第二十一号）によるものとする。

（保有個人情報訂正実施通知書）

第十八条 法第九十七条に規定する書面は、保有個人情報訂正実施通知書（様式第二十二号）によるものとする。

（保有個人情報利用停止請求書）

第十九条 法第九十九条第一項の利用停止請求書は、様式第二十三号によるものとする。

（保有個人情報利用停止決定通知書等）

第二十条 法第一百一条第一項に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（様式第二十四号）によるものとする。

2 法第一百一条第二項に規定する書面は、保有個人情報非利用停止決定通知書（様式第二十五号）によるものとする。

（保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書等）

第二十一条 法第一百二条第二項に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第二十六号）によるものとする。

2 法第一百三条に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第二十七号）によるものとする。

（諮問の際に添付すべき書類その他の物件）

第二十二条 条例第七条の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）（以下「読替え後の行政不服審査法」という。）第三十条第一項に規定する反論書

二 読替え後の行政不服審査法第三十条第二項に規定する意見書

三 読替え後の行政不服審査法第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述、読替え後の行政不服審査法第三十四条の陳述若しくは鑑定、読替え後の行政不服審査法第三十五条第一項の検証、読替え後の行政不服審査法第三十六条の規定による質問又は読替え後の行政不服審査法第三十七条第一項若しくは第二項に規定する意見の聴取の記録

四 行政不服審査法第三十二条第一項又は第二項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

五 読替え後の行政不服審査法第三十三条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件

六 その他徳島県情報公開・個人情報保護審査会が必要と認める資料
（手数料の納付の時期及び方法）

第二十三条 条例第八条第一項及び第二項の手数料は、法第一百五十五条（法第一百八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約で定める納付期限までに、納入通知書等により、納付しなければならない。

（施行の状況の公表）

第二十四条 条例第十条の規定による施行の状況の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（徳島県個人情報保護条例施行規則の廃止）

2 徳島県個人情報保護条例施行規則（平成十四年徳島県規則第七十八号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の様式に相当する旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

様式第 1 号（第 2 条関係）

個人情報ファイル簿

作成年月日（修正した場合にあつては直近の修正年月日）		
個人情報ファイルの名称		
実施機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報	含まれる	含まれない
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）	
	（所在地）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	法第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	----- 政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル 有 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	該当する	該当しない
行政機関等匿名加工情報の提案	（名称）	

<p>を受ける組織の名称及び所在地</p>	<p>(所在地)</p>
<p>行政機関等匿名加工情報の概要</p>	<p>(行政機関等匿名加工情報の本人の数)</p> <p>(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目)</p>
<p>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</p>	<p>(名称)</p> <p>(所在地)</p>
<p>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</p>	
<p>備考</p>	

個人情報取扱事務登録簿

登録年月日	年 月 日	変更年月日	年 月 日	
個人情報取扱事務の区分	共通 東部各局・センター等・総合県民局共通 固有			
個人情報取扱事務を 所管する組織の名称	登録			
	保有			
個人情報取扱事務の名称				
個人情報取扱事務の目的				
	根拠法令等			
個人情報の対象者の範囲				
個人情報 の記録 項目	基本的事項	個人識別符号 住所・電話番号	氏名 性別 国籍・本籍(都道府県名のみ)	生年月日・年齢 その他()
	家庭生活	家族状況 その他()	親族関係	婚姻歴
	社会生活	職業・職歴 その他()	学業・学歴	資格・免許 賞罰 成績・評価
	財産収入	資産状況 その他()	収入・所得	納税状況 公的扶助 取引状況
	要配慮個人 情報	人種 犯罪により害を被った事実 医師等による指導・診療・調剤 少年の保護事件に関する手続	社会的身分 心身の機能の障害 刑事事件に関する手続	病歴 犯罪の経歴 健康診断等の結果
	その他	意見・要望 その他()	相談内容	趣味・嗜好
個人情報 の収集先	本人		本人以外	
	本人以外 の区分	実施機関内部 他の実施機関 刊行物等	他の官公庁 私人・民間団体 その他()	
個人情報(個人関連情報を含む。)の利用又は提供先	実施機関内部 他の実施機関	他の官公庁	私人・民間団体 その他()	
個人情報を取扱う業務に従事する者	職員 指定管理者	業務委託を受けた者 約款による外部サービス提供者	再委託を受けた者 その他()	
個人情報が取扱われる場所	実施機関の庁舎内	県内	国内 外国	
個人情報の取得及び保有の状況	年間の取得件数() 保有期間()			
個人情報ファイル簿の有無	有 無			
備考				

注 この様式は、個人情報取扱事務(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルを取り扱う事務を除く。)について登録する場合に使用すること。

個人情報取扱事務登録簿（特定個人情報ファイル用）

登録年月日	年 月 日	変更年月日	年 月 日
個人情報取扱事務の区分	共通 東部各局・センター等・総合県民局共通 固有		
個人情報取扱事務を所管する組織の名称	登録		
	保有		
個人情報取扱事務の名称			
特定個人情報ファイルの名称			
個人情報取扱事務の目的			
根拠法令等			
特定個人情報の対象者の範囲			
特定個人情報の記録項目	基本的事項	個人番号 個人番号対応符号 個人識別符号（個人番号を除く。） 氏名 性別 生年月日・年齢 住所・電話番号 国籍・本籍（都道府県名のみ） その他（ ）	
	家庭生活	家族状況 親族関係 婚姻歴 その他（ ）	
	社会生活	職業・職歴 学業・学歴 資格・免許 賞罰 成績・評価 その他（ ）	
	財産収入	資産状況 収入・所得 納税状況 公的扶助 取引状況 その他（ ）	
	要配慮個人情報	人種 信条 社会的身分 病歴 犯罪の経歴 犯罪により害を被った事実 心身の機能の障害 健康診断等の結果 医師等による指導・診療・調剤 刑事事件に関する手続 少年の保護事件に関する手続	
	その他	意見・要望 相談内容 趣味・し好 その他（ ）	
特定個人情報の収集の状況	収集先	本人又は本人の代理人 実施機関内部 他の実施機関 行政機関・独立行政法人等 地方公共団体・地方独立行政法人 事業者 その他（ ）	
	収集方法	紙 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） フラッシュメモリ 電子メール 専用線 庁内連携システム 情報提供ネットワークシステム その他（ ）	
	根拠法令等		
特定個人情報の提供又は移転の状況	提供又は移転先	本人又は本人の代理人 実施機関内部 他の実施機関 行政機関・独立行政法人等 地方公共団体・地方独立行政法人 事業者 その他（ ）	
	提供又は移転方法	紙 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） フラッシュメモリ 電子メール 専用線 庁内連携システム 情報提供ネットワークシステム その他（ ）	
	根拠法令等		
特定個人情報ファイルを取り扱う事務の委託又は指定管理者による管理の有無			有 無
備考			

注 この様式は、個人情報取扱事務（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルを取り扱う事務に限る。）について登録する場合に使用すること。

年 月 日

徳島県知事 殿

住所又は居所

(ふりがな)
氏名

(代理人が法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報の名称等 (当該保有個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。)			
2 開示の実施方法 (希望する開示の実施方法の番号を で囲んでください。)		(1) 窓口・事務所における開示 ア 開示の方法 (ア) 文書及び図画の場合 閲覧 写しの交付 (イ) 電磁的記録の場合 用紙に出力したものの閲覧 用紙に出力したものの交付 専用機器により再生したものの視聴 複写したものの交付 イ 開示の実施を希望する日 年 月 日 (2) 写し、用紙に出力したもの又は複写したものの送付	
3 開示請求者		本人	法定代理人 任意代理人
4 代理人が請求する場合	本人の氏名, 住所等	ふりがな 氏名	(年 月 日生)
		住所又は居所	
		電話番号	
		本人の状況	未成年 成年被後見人 任意代理人委任者

- 注 1 該当する項目の にレ印を記入してください。
 2 本人が請求する場合は、請求の際、本人であることを示す書類(運転免許証, 旅券等)を提示し、又は提出してください。
 3 代理人が請求する場合は、請求の際、代理人の運転免許証, 旅券等の書類及び代理人の資格を証明する書類(戸籍謄本等)を提示し、又は提出してください。
 4 代理人が法人の場合は、当該法人の代表者印を押印してください。

次の欄は、記入しないでください。

請求者の確認	運転免許証 旅券 健康保険被保険者証 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) 在留カード その他()
法定代理人の資格確認	戸籍謄本 登記事項証明書 その他()
任意代理人の資格確認	委任状 その他()
備考	

保有個人情報開示決定通知書

第 年 月 日 号

様（殿）

徳島県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により次のとおり開示することと決定したので、通知します。

1 開示する保有個人情報の名称等		
2 開示する保有個人情報の利用目的		
3 開示の実施方法		窓口・事務所における開示 写し等の送付
4 窓口・事務所における開示ができる日時及び場所	期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日曜日・土曜日、祝日等を除く。)
	時 間	
	場 所	
5 写し等の送付に要する日数、費用等		
6 事務担当課等		電話番号

開示を受けた保有個人情報の内容が事実でないと思料するとき又は開示を受けた保有個人情報個人情報の保護に関する法律第98条第1項各号に規定する場合に該当すると思料するときは、開示を受けた日から90日以内に徳島県知事に対して当該保有個人情報の訂正又は利用停止の請求をすることができます。

注 1 指定された開示の日時が都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等へ連絡してください。

2 本人が開示を受ける場合は、開示を受ける際、この通知書を提示するとともに、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。

3 代理人が開示を受ける場合は、開示を受ける際、この通知書を提示するとともに、代理人の運転免許証、旅券等の書類及び代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。

保有個人情報部分開示決定通知書

第 年 月 号
 年 月 日

様（殿）

徳島県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により次のとおり一部を除いて開示することと決定したので、通知します。

1 開示する保有個人情報の名称等		
2 開示する保有個人情報の利用目的		
3 開示の実施方法		窓口・事務所における開示 写し等の送付
4 窓口・事務所における開示ができる日時及び場所	期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日曜日・土曜日, 祝日等を除く。)
	時 間	
	場 所	
5 写し等の送付に要する日数, 費用等		
6 開示をしないこととした部分の概要及び理由	概 要	
	理 由	
7 6の理由がなくなる期日		年 月 日
8 事務担当課等		電話番号

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に徳島県知事に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に徳島県を被告（徳島県知事が被告の代表者となります。）として提起することができます。

開示を受けた保有個人情報の内容が事実でないと思料するとき又は開示を受けた保有個人情報に個人情報が含まれることが個人情報保護に関する法律第98条第1項各号に規定する場合に該当すると思料するときは、開示を受けた日から90日以内に徳島県知事に対して当該保有個人情報の訂正又は利用停止の請求をすることができます。

注 1 指定された開示の日時が都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等へ連絡してください。

2 本人が開示を受ける場合は、開示を受ける際、この通知書を提示するとともに、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。

3 代理人が開示を受ける場合は、開示を受ける際、この通知書を提示するとともに、代理人の運転免許証、旅券等の書類及び代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。

4 7の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。開示を希望する場合は、その期日以後に改めて請求してください。

保有個人情報非開示決定通知書

第 号
年 月 日

様(殿)

徳島県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により次のとおり開示をしないことと決定したので、通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示をしないこととした理由	
3 2の理由がなくなる期日	年 月 日
4 事務担当課等	電話番号

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に徳島県知事に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に徳島県を被告(徳島県知事が被告の代表者となります。)として提起することができます。

注 3の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。開示を希望する場合は、その期日以後に改めて請求してください。

様式第7号（第6条関係）

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第83条第2項の規定により次のとおり開示決定等の期限を延長したので、通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
3 延長の理由	
4 事務担当課等	電話番号

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様 (殿)

徳島県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第 8 4 条の規定により次のとおり開示決定等の期限を延長したので、通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 法第 8 4 条の規定 (開示決定等の期限の特例) を適用する理由	
3 保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日 (なお , 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行う予定です。)
4 事務担当課等	電話番号

保有個人情報開示請求事案移送書

第 年 月 日
号

様(殿)

徳島県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり移送します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等		
2 開示請求者氏名等	ふりがな 氏名	
	住所又は居所	
	電話番号	
	代理人からの請求の場合	法定代理人 任意代理人 本人の氏名： 本人の住所又は居所： 本人の電話番号：
3 添付資料等		
4 備考		

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様(殿)

徳島県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により次のとおり事案を移送したので、通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、2の移送を受けた実施機関において行われます。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 移送を受けた実施機関	
3 移送をした日	年 月 日
4 移送をした理由	
5 移送をした実施機関の事務担当課等	電話番号

保有個人情報の開示に関する意見照会書

第 年 月 日 号

様 (殿)

徳島県知事



あなた (貴社) に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第 77 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第 86 条第 1 項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙の意見書を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示請求の年月日	年 月 日
3 開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた (貴社) に関する情報の内容	
4 意見書の提出先	
5 意見書の提出期限	年 月 日

その2

保有個人情報の開示に関する意見照会書

第 年 月 日 号

様（殿）

徳島県知事



あなた（貴社）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定により、御意見を伺います。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙の意見書を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示請求の年月日	年 月 日
3 法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び適用理由	(適用区分) 第1号 第2号 (適用理由)
4 開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴社）に関する情報の内容	
5 意見書の提出先	
6 意見書の提出期限	年 月 日

保有個人情報の開示に関する意見書

年 月 日

徳島県知事 殿

住所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

年 月 日付けで照会のありました保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示に関しての意見	保有個人情報を開示されることについて反対しない。 保有個人情報を開示されることについて反対する。 (1) 開示されることにより支障 (不利益) がある部分 (2) 支障 (不利益) の具体的理由
3 連絡先	

注 該当する項目の にレ印を記入してください。

反対意見書に係る保有個人情報開示決定通知書

第 年 月 日
号

様(殿)

徳島県知事



あなた(貴社)から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示することと決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示決定をしたあなた(貴社)に関する情報の内容	
3 開示することとした理由	
4 開示決定をした日	年 月 日
5 開示を実施する日	年 月 日
6 事務担当課等	電話番号

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に徳島県知事に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に徳島県を被告(徳島県知事が被告の代表者となります。)として提起することができます。

注 開示を実施する日までに審査請求がない場合には、あなた(貴社)に関する情報の開示手続を行うこととさせていただきます。

保有個人情報開示実施方法等申出書

年 月 日

徳島県知事 殿

住所又は居所

(ふりがな)
氏 名

(代理人が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

1 保有個人情報(部分)開示決定通知書	年 月 日付け 第 号	
2 開示の実施を希望する日	年 月 日 午前・午後	
3 求める開示の実施方法	閲覧	全部 一部()
	複写したものの交付	全部 一部()
	その他 ()	全部 一部()
4 写し等の送付の希望	有 無	

注 該当する項目の にレ印を記入してください。

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

徳島県知事 殿

住所又は居所

(ふりがな)

氏名

(代理人が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日		
2 訂正請求に係る保有個人情報の開示決定通知書	年 月 日付け 第 号		
3 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等			
4 訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)		
5 訂正請求者	本人 法定代理人 任意代理人		
6 代理人が請求する場合	本人の氏名, 住所等	ふりがな 氏名	(年 月 日生)
		住所又は	

	居所	
	電話番号	
	本人の状況	未成年 成年被後見人 任意代理人委任者

- 注 1 該当する項目の にレ印を記入してください。
- 2 本人が請求する場合は、請求の際、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券等）及び訂正の内容が事実と合致することを疎明する資料を提示し、又は提出してください。
- 3 代理人が請求する場合は、請求の際、代理人の運転免許証、旅券等の書類及び代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）並びに訂正の内容が事実と合致することを疎明する資料を提示し、又は提出してください。
- 4 代理人が法人の場合は、当該法人の代表者印を押印してください。

次の欄は、記入しないでください。

請求者の確認	運転免許証 旅券 健康保険被保険者証 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） 在留カード その他（ ）
法定代理人の資格確認	戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ ）
任意代理人の資格確認	委任状 その他（ ）
備考	

保有個人情報訂正決定通知書

第 年 月 日
号

様(殿)

徳島県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により次のとおり訂正することと決定したので、通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 訂正請求の趣旨	
3 訂正をする内容及び理由	(内容) (理由)
4 事務担当課等	電話番号

保有個人情報非訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様(殿)

徳島県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により次のとおり訂正をしないことと決定したので、通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 訂正をしないこととした理由	
3 事務担当課等	電話番号

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に徳島県知事に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に徳島県を被告(徳島県知事が被告の代表者となります。)として提起することができます。

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様(殿)

徳島県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により次のとおり訂正決定等の期限を延長したので、通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 延長後の期間	日(訂正決定等期限 年 月 日)
3 延長の理由	
4 事務担当課等	電話番号

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様(殿)

徳島県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により次のとおり訂正決定等の期限を延長したので、通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 法第95条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
3 訂正決定等をする期限	年 月 日
4 事務担当課等	電話番号

保有個人情報訂正請求事案移送書

第 号
年 月 日

様(殿)

徳島県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり移送します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等		
2 訂正請求者氏名等	ふりがな氏名	
	住所又は居所	
	電話番号	
	代理人からの請求の場合	法定代理人 任意代理人 本人の氏名： 本人の住所又は居所： 本人の電話番号：
3 添付資料等		
4 備考		

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 年 月 日
号

様 (殿)

徳島県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第 9 6 条第 1 項の規定により次のとおり事案を移送したので、通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、2 の移送を受けた実施機関において行われます。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 移送を受けた実施機関	
3 移送をした日	年 月 日
4 移送をした理由	
5 移送をした実施機関の事務担当課等	電話番号

保有個人情報訂正実施通知書

第 年 月 日
号

様 (殿)

徳島県知事



に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 9 2 条の規定により訂正を実施したので、同法第 9 7 条の規定により通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 訂正請求者の氏名等の保有個人情報を特定するための情報	(氏名 , 住所等)
3 訂正請求の趣旨	
4 訂正をする内容及び理由	(内容) (理由)
5 事務担当課等	電話番号

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

徳島県知事 殿

住所又は居所

(ふりがな)

氏名

(代理人が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
2 利用停止請求に係る保有個人情報の開示決定通知書	年 月 日付け 第 号
3 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	
4 利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) 第1号該当 利用の停止 消去 第2号該当 提供の停止 (理由)
5 利用停止請求者	本人 法定代理人 任意代理人
6 代理人が請求する場合	本人の氏名, 住所等 ふりがな氏名 (年 月 日生)

合	住所又は 居所	
	電話番号	
	本人の状 況	未成年 人委任者 成年被後見人 任意代理

- 注 1 該当する項目の にレ印を記入してください。
- 2 4の欄中「第1号該当」とは法第98条第1項第1号に掲げる場合に該当することを、「第2号該当」とは法第98条第1項第2号に掲げる場合に該当することをいいます。
- 3 本人が請求する場合は、請求の際、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
- 4 代理人が請求する場合は、請求の際、代理人の運転免許証、旅券等の書類及び代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。
- 5 代理人が法人の場合は、当該法人の代表者印を押印してください。

次の欄は、記入しないでください。

請求者の確認	運転免許証 旅券 健康保険被保険者証 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） 在留カード その他（ ）
法定代理人の資格確認	戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ ）
任意代理人の資格確認	委任状 その他（ ）
備考	

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様 (殿)

徳島県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第 1 0 1 条第 1 項の規定により次のとおり利用停止をすることと決定したので、通知します。

1 利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
2 利用停止請求の趣旨	
3 利用停止をする内容 及び理由	(内容) (理由)
4 事務担当課等	電話番号

保有個人情報非利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様 (殿)

徳島県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第 101 条第 2 項の規定により次のとおり利用停止をしないことと決定したので、通知します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
2 利用停止をしないこととした理由	
3 事務担当課等	電話番号

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に徳島県知事に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に徳島県を被告 (徳島県知事が被告の代表者となります。) として提起することができます。

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様 (殿)

徳島県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第 1 0 2 条第 2 項の規定により次のとおり利用停止決定等の期限を延長したので、通知します。

1 利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
2 延長後の期間	日 (利用停止決定等期限 年 月 日)
3 延長の理由	
4 事務担当課等	電話番号

様式第 27号 (第 21条関係)

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様 (殿)

徳島県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第 103 条の規定により次のとおり利用停止決定等の期限を延長したので、通知します。

1 利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
2 法第 103 条の規定 (利用停止決定等の期 限の特例)を適用する 理由	
3 利用停止決定等をす る期限	年 月 日
4 事務担当課等	電話番号